

建設業者各位

青森県県土整備部長

## 社会保険等未加入建設業者の一次下請からの排除等について

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

県では、建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保するとともに、法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境の構築を図るため、県発注工事において、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止することとしました。

また、契約解除に係る違約金に関し、破産管財人が契約を解除した場合等においても、発注者が違約金を請求できることとしました。

これらの概要は、下記のとおりです。

### 記

## 1 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止

### (1) 実施内容

契約約款を改正し、元請業者が、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）と一次下請契約を締結することを禁止します。

### (2) 違反した元請業者に対する措置

契約に違反して、適用除外でないにもかかわらず社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した場合は、元請業者に対し指名停止措置（契約違反：1箇月）を行います。

なお、当該指名停止措置に伴い、工事成績評定点が13点減点されることとなります。

### (3) 社会保険等に未加入である下請建設業者への対応

これまでどおり、施工体制台帳により、全ての下請建設業者について、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入であることを確認した場合は、当該下請建設業者に対し加入指導を行うとともに、建設業許可担当部局へ通報します。

### (4) 施行年月日

平成29年6月1日

（平成29年6月1日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用）

## 2 破産管財人が契約を解除した場合等の取扱い

### (1) 実施内容

契約約款を改正し、受注者について破産手続開始の決定があり破産法の規定により破産管財人が契約を解除した場合等においても、発注者が違約金を請求できることとします。

### (2) 施行年月日

平成29年4月1日

（平成29年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。）